

県職員の給与などのあらまし

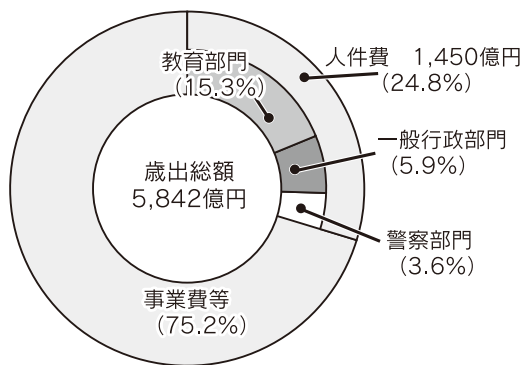
県では、福祉、医療、土木、教育、警察など県民生活にかかわるさまざまな仕事を行っていますが、その職員の給与は条例で定めています。県職員の給与などについて一層のご理解をいただくため、そのあらましをご紹介します。

人件費の状況

本県の平成23年度決算では、人件費は歳出総額の24.8%にあたる1,450億円となりました。

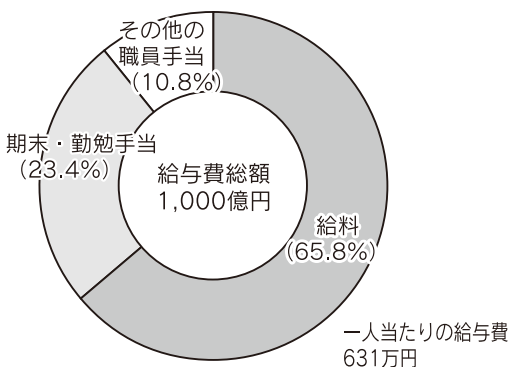
その内訳は、小中学校と高等学校などの教育関係職員分が15.3%（895億円）、一般行政関係職員分が5.9%（344億円）、警察関係職員分が3.6%（211億円）となっています。

人件費の状況（部門別）（平成23年度決算）



※人件費には、退職手当及び特別職の給料等を含みます。

人件費のうち職員給与費の状況（平成24年度一般会計12月補正後予算）



※職員手当には、退職手当は含まれません。

給与決定の仕組み

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

今年度については、例月給（給料月額、諸手当）及び期末・勤勉手当（ボーナス）の改定は行っていません。

平均給料月額・初任給の状況

代表的な職種別の平均給料月額と平均年齢は、表1のとおりです。また、職種別の初任給と学歴・経過年数別の平均給料月額は、表2のとおりです。

表1 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（各年4月1日現在）

区分	平均給料月額			平均年齢	
	平成24年	平成23年	増減額	平成24年	平成23年
一般行政職	325,700円	330,500円	▲4,800円	42歳5月	42歳8月
警察職	322,500円	330,300円	▲7,800円	40歳6月	41歳0月
高等学校教育職	392,200円	396,500円	▲4,300円	45歳11月	46歳1月
小中学校教育職	376,000円	382,600円	▲6,600円	45歳2月	45歳4月

表2 職員の初任給及び学歴・経過年数別平均給料月額（平成24年4月1日現在）（単位：円）

区分	初任給	経験年数別平均給料月額			
		経験10年	経験15年	経験20年	
大卒	一般行政職	172,200	264,700	303,500	369,100
	警察職	187,500	279,100	336,300	377,200
	高等学校教育職	192,800	305,300	352,600	400,300
	小中学校教育職	192,800	301,900	353,800	392,500
高卒	一般行政職	140,100	209,700	264,700	314,700
	警察職	158,100	245,700	289,800	351,100

給料表

職員の給料は、行政職や研究職などその職務に応じた9種類の給料表で、それぞれの職務と責任の度合いに応じて定められています。

このうち行政職給料表適用者（3,475人）の級別職員数と代表的な職名は、表3のとおりです。

表3 行政職給料表適用者の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

級	代表的な職名	職員数(人)	構成比(%)
9	本庁の部局長	22	0.63
8	本庁各部の統括的業務を掌理する部局次長	3	0.09
7	本庁の部局次長、本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長	61	1.75
6	本庁の課長	167	4.81
5	本庁の相当の経験を必要とする統括的業務を掌理する課長補佐	982	28.26
4	本庁の課長補佐、本庁の重要な業務を分掌する係長	768	22.10
3	本庁の係長、主任主事・主任技師	727	20.92
2	主事・技師	412	11.86
1	主事・技師	333	9.58
計		3,475	100.0

職員手当

職員には給料のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当などを支給しています。

このうち期末・勤勉手当は、ボーナスに相当するもので、年間3.95月分を支給しており、手当額算定の基礎となる給料等の額に職制上の段階、職務の級等に応じた加算措置があります。

なお、管理職手当については、平成17年度から支給額が10%減額されています。

退職手当は、勤続年数や退職の理由に応じた基本額に、職務・職責に応じた調整額を加えた額を支給しています。平成24年4月現在の基本額の支給割合は、勤続20年の場合の自己都合退職は23.5月分、勧奨・定年退職の場合の最高限度は、勤続35年以上で59.28月分です。

特別職の給料・報酬等

特別職の給料や報酬の月額、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する「特別職報酬等審議会」の答申を受けて条例で定めています。

主な特別職の給料・報酬月額は、平成6年7月から知事＝130万円、副知事＝102万円、議長＝91万円、副議長＝86万円、議員＝78万円となっています。このほか年間2.95月分の期末手当を支給しています。

なお、知事及び副知事は、平成15年1月から給料月額5%が、さらに平成17年度から期末手当の支給額が10%、それぞれ減額されています。

職員数の状況

より簡素で効率的・機動的な執行体制をつくるための定員管理に取り組んでいます。

平成23年3月に策定した「石川県行政改革大綱2011」においては、知事部局の職員数を平成23年度から平成27年度までの5年間で150人程度削減することとしております。

職員数の状況は、表4のとおりです。

表4 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)(単位：人)

区分	職員数			主な増減理由	
	平成24年度	平成23年度	増減数		
一般行政部門	総務・企画等	761	769	△8	県税事務所及び総合事務所の業務分担見直し、給与・旅費事務の集約等
	保健・福祉	735	748	△13	保健福祉センターの業務分担見直し、給与・旅費事務の集約等
	商工・労働	273	282	△9	給与・旅費事務の集約等
	農水・土木	1,508	1,561	△53	試験研究機関の統合、土木総合事務所の業務分担見直し、公社外団体からの職員引揚げ等
	小計	3,277	3,360	△83	
教育部門	9,277	9,216	61	欠員補充	
警察部門	2,289	2,287	2	警察官の増員等	
公営企業等部門	病院	1,021	1,011	10	看護体制の充実等
	その他	73	74	△1	欠員不補充
	小計	1,094	1,085	9	
合計	15,937	15,948	△11		

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤の職員を除いたものです。